

# 農業委員会総会議事録

(令和5年5月9日開催分)

熊本市農業委員会

熊本市農業委員会総会議事録

日時 令和5年5月9日（火）午後3時00分

場所 熊本市中央区花畑町9番1号 熊本市国際交流会館4階 第3会議室

農業委員24名

1番 谷口 憲治	2番 小佐井 亮祐	3番 西田 廣行
4番 上田 定信	5番 木村 憲正	6番 田中 敏郎
7番 林田 智博	8番 杉本 守	9番 田上 正富
10番 東 哲治	11番 牧野 正治	12番 網田 稔
13番 三原 勉	14番 木下 三智也	15番 赤木 英雄
16番 福・ 幸一	17番 眞鍋 宣孝	18番 田上 泰則
19番 磯田 修一	20番 宮本 淳一	21番 堀 恭子
22番 西富 大二郎	23番 福嶋 徳行	24番 徳永 芳也

午後3時00分 開会

事務局 それでは、ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会の出席は農業委員総数24名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは会長ご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、こんにちは。

本日は、ご多用の中、農業委員会総会にご出席をいただき誠にありがとうございます。さて、昨日から、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されました。マスク着用など、各自の判断となりましたが、委員の皆様には、手洗いやうがいなど基本的な感染対策は引き続き行っていただき、感染防止に努めていただければと思います。

それでは本日の総会は、農地法に基づく許可申請や、農地利用集積計画などが主な議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をお願い申し上げ、挨拶といたします。

よろしくをお願いいたします。

事務局 ありがとうございました。

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議

長になり議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長            それでは、議事に入りますが、議事に入るにあたり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記指名をいたします。本日の議事録署名者には、1番の谷口憲治委員と3番の西田廣行委員を、書記に、事務局の神山聡参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

                  本日の議事は、第1号議案農地法第3条の規定に基づく許可申請から第7号議案非農地証明願までの7件でございます。

                  議案書の修正がございます。事務局より説明をお願いいたします。

事務局            はい。それでは説明させていただきます。議案書12ページをお開きください。

                  第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請の9番と10番の権利事由のところでございます。9番の下のところ、所有権の所、10番の下にも所有権の「所」と書いてございますが、これは賃借権でございますので賃借という意味の「賃」という形で、訂正をお願いいたします。

                  修正は以上でございます。

議長            初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請39件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。

                  それでは1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

                  22番委員西富です。

                  1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

                  1番は、兄へ贈与するための所有権移転に伴う申請です。

                  譲受人は、「水稻」を作付けされる農家で、申請地には水稻を作付け予定とのことです。

                  以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとのことでございます。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　次は、2番。

#### 9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

2番から4番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、耕作の便宜上取得による所有権移転の申請です。譲受人は、「果樹」を作付される農家で、申請地には「ミカン」を作付けされる計画です。

3番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「ミカン」を作付けされている兼業農家で、申請地には「ミカン」を作付けされる計画です。

4番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稻」及び「トマト」を作付けされている農家で、申請地には「トマト」を作付けされる計画です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま2番から4番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　次は、5番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

5番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

5番は、所有権を移転し兄へ贈与される申請です。譲受人は、「ミカン」を栽培されている専業農家で、申請地には「ミカン」を栽培される予定です。

以上1件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長           ただいま5番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同           異議なし。

議 長           異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
                  次は、6番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

6番から11番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、従弟へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、許可後、申請地で自家消費用の露地野菜を栽培される計画です。譲受人に、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題のないものと判断いたしました。

7番、8番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。申請人は、どちらも「ナス」を栽培されている農家で、許可後はともに「ナス」を作付けされる計画です。

9番は、従弟へ贈与のための所有権移転の申請です。譲受人は、許可後、申請地で自家消費用の露地野菜を栽培される計画です。譲受人に、先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題のないものと判断いたしました。

10番、11番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。10番の譲受人は、「水稻」、「ナス」を栽培されている農家で、申請地には「ナス」を作付けされる計画です。11番の譲受人

は、「水稲」、「露地野菜」を栽培されている農家で、申請地には「水稲」を作付けされる計画です。

以上6件、先日の地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま6番から11番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　次は、12番。

#### 7番 林田智博委員

7番委員、林田です。

12番から15番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稲」及び「ナス」を栽培されている農家で、申請地には、「水稲」を作付される計画です。

13番は、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稲」を栽培されている農家で、申請地には「水稲」を作付けされる計画です。

14番も、耕作の便宜上交換による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稲」を栽培されている農家で、申請地には「水稲」を作付される計画です。

15番は、甥への贈与による所有権移転の申請です。譲受人は、許可後、申請地で自家消費用の「施設野菜」を栽培される計画です。譲受人に先日地区委員会に出席いただき、営農計画等の聴き取りを行った結果、今回の申請については何ら問題ないと判断いたしました。

以上4件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま12番から15番までについて、地元委員よりご報告がご

ございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、16番。

5番 木村憲正委員

5番委員、木村です。

16番から17番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稻」を作付されており、許可後は「水稻」を作付けされる計画です。

17番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「露地野菜」を作付けされており、許可後は「露地野菜」を作付される計画です。

以上2件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 ただいま16番から17番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、18番。

12番 網田稔委員

12番委員網田です。

18番から28番につきまして地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番は、自家消費による所有権移転の申請です。譲受人は、農地以外のところで「露地野菜」を作付されており、許可後は「露地野菜」を作付される計画です。また現在、隣接地へ新居の計画もされて

おります。

19号は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稻」、「露地野菜」を作付されており、許可後は「水稻」作付される計画です。

20番から24番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稻」を作付されており、許可後は「水稻」を作付される計画です。

25番、26番は関連で、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「牧草」を作付されている法人で、許可後は「牧草」を作付される計画です。農地所有適格法人としての要件を満たしていることを確認いたしました。

27番は経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稻」、「露地野菜」、「栗」を作付されており、許可後は、「露地野菜」を作付される計画です。

28番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は、「水稻」、「露地野菜」を作付されており、許可後は「露地野菜」を作付される計画です。

以上11件について、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま18番から28番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。  
　　次は、29番。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

29番から31番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

29番は、経営拡張のため、所有権を移転される申請です。譲受人は、「水稻」、「メロン」などを栽培される専業農家で、許可後、申請地には「メロン」を作付される予定です。

30番と31番は関連で、耕作の便宜上の交換のため、所有権を移転される申請です。30番の譲受人は、「水稻」、「露地野菜」などを栽培される専業農家で、31番の譲受人は、「水稻」、を栽培される専業農家です。30番の申請地には、許可後、「露地野菜」を作付される予定で、31番の申請地には、許可後、「水稻」、を作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、何ら問題ないとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま29番から31番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は32番。

#### 11番 牧野正治委員

11番委員、牧野です。

32番から39番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

32番は、新規就農のための、所有権移転の申請であります。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聴き取り調査を行っております。許可後は「栗」を作付けされる予定で、今回の新規就農については何ら問題ないものと判断いたしました。

33番も、新規就農のための賃貸借権設定の申請であります。先日の地区委員会に出席いただき、営農計画等について聴き取り調査を行っております。許可後は「ナス」、「ニンニク」、「タマネギ」を作付される予定で、今回の新規就農については、何ら問題ないものと判断いたしました。

34番は、代替地取得のための所有権移転の申請であります。譲渡人が、譲受人の市街化区域の農地を取得され転用し、その代替地として所有権移転されるものであります。譲受人は、「水稻」を栽培される専業農家で、申請地には許可後、「水稻」を栽培される予定であります。

35番は、経営拡張のための、所有権移転の申請であります。譲受人は、造園業の傍ら「カボチャ」等の露地野菜を栽培される兼業農家で許可後は、「桜の苗木」を作付される予定であります。

36番は、経営拡張のための所有権移転の申請であります。譲受人は、「ナス」、「飼料用トウモロコシ」を栽培される専業農家で、許可後は「露地野菜」を作付けされる予定であります。

37番は経営拡張のための、所有権移転の申請であります。譲受人は、「水稻」を栽培される専業農家で、許可後は「水稻」を作付される予定であります。

38番は、後継者へ経営移譲のための使用貸借権設定の申請であります。譲受人は、「水稻」、「露地野菜」を栽培される専業農家で、許可後は「水稻」を作付される予定であります。

39番は、経営拡張のための、所有権移転の申請であります。譲受人は、「水稻」、「飼料米」、「タバコ」を栽培される専業農家で、許可後は「タバコ」を作付される予定であります。

以上8件、先日の地区委員会におきまして検討しました結果、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま32番から39番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで申請どおり許可することに決定いたします。  
　　続きまして第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請4件でございます。地元委員のご報告にあたりましては転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします。  
　　それでは1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員西富です。

1番につきまして先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、申請人による貸駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い第2種農地と、市街地化の傾向が著しい区域内の農地で、上

下水管の二種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の医療施設がある「第3種農地」と判断されます。また、代替地についても検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたところです。土地利用計画は3,389㎡に、申請周辺のクリニックや飲食店等の従業員向けに60台分の駐車場が整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年7月15日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

以上1件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面、ともに、転用許可基準は満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、1番は、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　次は、2番。

9番 田上正富委員

　　2番委員、田上です。

　　2番につきまして地区委員会で協議状況をご報告いたします。

　　2番は、貸駐車場への転用の許可申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の「集落に接続して設置するもの」に該当すると判断いたしました。申請人も同地区内に居住されております。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討がされましたが、ほかに適当な土地がなかったため申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積864㎡に普通自動車25台分の駐車場と通路を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、

隣接農地への被害防除については問題ありません。工事期間は令和5年8月31日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

以上1件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま2番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　次は、3番。

#### 18番 田上泰則委員

18番委員、田上です。

3番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

3番は、敷地拡張のための転用許可申請です。農地区分は、10ha未滿の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地利用計画は、農家住宅の敷地拡張として、転用面積360㎡に農業用倉庫1棟、普通車両2台分の駐車場、農作業スペースの計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。排水計画、隣接農地への被害防除については、問題ありません。ただ、農業用倉庫は、昭和51年に設置され、申請地は、以前より宅地の一部として利用されており、今後このようなことがないようにする旨の始末書が提出されております。

以上1件、先の地区委員会で、現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま3番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、4番。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

4番について、地区委員会での協議状況をご報告申し上げます。

4番は、貸資材置場への転用申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない、10ha未満の小集団の生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたりましては、代替地の検討をされましたが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地576㎡を資材置場として整備し、借受けを希望する法人に貸付けられる計画で、資材は山砂、碎石などの土木関連資材を予定されており、転用面積は適正なものと判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周辺農地への影響もないものと思われまます。工事は、令和5年9月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上1件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い検討した結果、「立地基準」及び「一般基準」、いずれの許可基準も満たしており、申請は妥当なものと協議いたしました。ご審議方よろしく願ひいたします。

議 長 ただいま4番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請35件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況のご報告をお願いいたします

それでは1番願ひいたします。

## 22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番から3番につきまして先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、不動産業を営む法人が、所有権の移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内的の農地で、上下水管の二種が埋設されている道路の沿道の区域であって、申請地からおおむね500m以内に二つ以上の医療施設がある、「第3種農地」と判断されます。土地利用計画は、転用面積136㎡に自社従業員及び来客用の駐車場6台分を整備する計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障生じるおそれはないものと判断されます。

2番は、薬局経営のほか、医薬品等の販売を営む法人が、賃借権の設定による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い「第2種農地」と判断されます。また、代替地についても検討されましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのことです。土地利用計画は、転用面積1,900㎡に転用者が経営する調剤薬局、近隣のクリニックの従業員向けに44台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和5年6月30日までの予定で、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の現実性が認められ、また、周辺農地の営農状況に支障を生じるおそれはないものと判断されます。

3番は、建築、住宅用建築資材の販売等を営む法人が、所有権の移転による駐車場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討をされましたが、隣地が転用事業者の事業用地であり、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。土地利用計画は、転用面積1,546㎡に自社従業員及び社用車向けに53台分の駐車場を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和6年5月14日までの予定で、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の現実性が認められ、また周辺農地の営農状況に支障生じるおそれはないものと判断されま

す。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに、転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ただいま1番から3番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、4番。

17番 眞鍋宣孝委員

17番委員、眞鍋です。

4番から6番につきまして、先日の地区委員会で協議状況をご報告いたします。

4番は、コンビニエンス・ストアの経営等の事業を営む法人と、賃借権を設定し、コンビニエンス・ストアへ転用する転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い「第2種農地」と判断されます。代替性も検討されておりますが、ほかに適地がなく、申請地を選定されたとのこと。土地利用計画は、他地目を含む総事業面積3,679.82㎡、総転用面積2,192㎡にコンビニエンス・ストア1棟、駐車場40台及び緑地スペースとして整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は、令和6年1月31日までの予定で、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査申出済みとのこと。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

5番は、土木工事業を営む法人が、所有権の移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたっては、代替地の検討をされましたが、ほかに適地がなく、申請地を選定されました。土地利用計画は、転用面積999㎡を建築条件付売買予定地として、4区画及び新

設道路を整備される計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年10月20日までの予定で、許可後は、すみやかに着手されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ開発許可事前審査申出済みとのこと。先日の審議において、現地は、雑木が繁茂しており、転用行為の確実性が認められなかったため、継続審議とした案件でしたが、先日、地区委員会で確認したところ、申請地の木々は採伐され、整地されておりましたので、転用行為の確実性が認められると判断いたしました。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また、周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

6番は、金属加工業を営む法人が、所有権の移転による資材置場への転用許可申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い「第2種農地」と判断されます。代替地の検討をされましたが、同意が得られたのが、申請地しかなかったため申請地を選定されました。土地利用計画は、転用面積3,131㎡を、金属等資材や加工品を置かれる計画で、転用面積としては妥当なものと判断されます。工事期間は令和5年12月20日までの予定で、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。資力・信用等、転用行為の確実性が認められ、また周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

以上3件、先日の地区委員会で現地調査を行い、検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま4番から6番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、6番は、総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり、許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　次は、7番。

9番 田上正富委員

9番委員、田上です。

7番から10番につきまして地区委員会での協議状況をご報告いたします。

7番は、所有権移転による個人住宅及び通路への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積379㎡に個人住宅、木造二階建て1棟、通路を設置される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年10月31日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

8番は、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分が、10ha以上の広がりのある一団の農地の区域内にある「第1種農地」と判断されます。「第1種農地」は、原則不許可ですが、集落に接続しており、例外規定として転用は妥当と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、転用面積512㎡に建築条件付売買予定地2区画を造成される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答済みとのことです。工事期間は令和6年3月31日までを予定されており、許可後は、すみやかに着手されることを確認いたしております。

9番と10番は関連で、賃貸借権設定によるドライブインへの転用許可申請です。農地区分は、上水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域に位置し、申請地のおおむね500m以内に小学校、内科医院があることから、「第3種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地2筆、計1,405㎡と他地目を合わせた総事業面積2,106㎡に、ドライブイン1棟を建築するほか、駐車場、ドライブスルー用の通路、緑地帯などとして利用する計画で、転用面積としては適正なも

のと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地の被害防除については、問題はありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課から、開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和5年12月10日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

以上4件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま7番から10番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次は、11番。

#### 8番 杉本守委員

8番委員、杉本です。

11番から16番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

11番から16番は、譲渡人1名の農地を、譲受人6名がそれぞれ個人住宅へ転用するため、所有権移転される申請です。6件ございますが、もともと一筆だった農地を分筆されたもので、事業計画など同じ内容となっておりますので、6件まとめてご報告させていただきます。農地区分につきましては、申請地が、中山間地に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、「第2種農地」と判断いたします。土地の選定にあたっては、代替地の検討もされていますが、ほかに条件に合う土地がなく、申請地を選定されております。土地利用計画は、6件ともに木造平屋建て住宅一棟を建築される計画です。転用面積の妥当性につきましては、16番が500㎡を超えていますが、現地は、議案に記載がありますように、敷地の180㎡の部分が法面で、利用可能な面積は500㎡以下であることが確認できたことから、申請地全てが、適正な面積と判

断いたしました。排水計画は、雨水は敷地内に浸透枡を設置して地下浸透処理し、処理できない分は、道路側溝を経由して、既設の水路へ放流される計画です。また、汚水、生活雑排水については、合併浄化槽にて処理後、雨水と同じく、道路側溝を経由して、既設の水路に放流される計画です。水路への放流に対しましては、地元農区長からの同意が得られており、問題はないものと思われます。資金計画につきましては、それぞれ事業費を上回る残高証明書、融資証明書の添付により確認ができております。周辺農地への影響につきましては、事業の内容、周囲の状況などから、支障を及ぼすおそれもないものと判断いたします。工事は、令和6年3月30日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。なお、申請地は、都市計画区域外で、開発許可は不要です。

以上6件、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準、一般基準ともに転用許可基準を満たしており、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま11番から16番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　次は、17番。

18番 田上泰則委員

　　18番委員、田上です。

　　17番から22番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　17番は、親子間の使用貸借権設定による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断されます。土地利用計画は、他地目含む総事業面積443.65㎡、転用面積424㎡に個人住宅木造平屋建て1棟の計画で、転用面積としては、適正なもの判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開

発指導課から開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和6年12月31日までを予定されており、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

18番から22番は関連で、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない、生産性の低い農地で「第2種農地」と判断されます。土地選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、ほかに適当な土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は他地目含む総事業面積4,638.44㎡、転用面積3,623.85㎡に建築条件付売買予定地14区画及び道路、公園、ゴミ置場の計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除については問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの開発行為事前審査の回答書が添付されております。工事期間は令和8年5月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認いたしております。

以上6件、先の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を協議、検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま17番から22番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。なお、18番から22番までは総転用面積が3,000㎡を超えますので、申請どおり許可相当として、農業会議へ意見を聴取することといたします。

　　次は、23番。

12番 網田稔委員

　　はい、12番委員、網田です。

　　23番から31番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

　　23番は、個人にて所有権移転し、資材置場への転用許可申請で

す。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある「第1種農地」と判断されます。「1種農地」は原則不許可ですが、「集落に接続して設置するもの」に該当し、不許可の例外規定に該当するものと判断されます。申請人も、同地区内に居住しております。代替地については、周辺で農地以外の土地を含めて代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、譲受人は、個人にて建設業を営んでおり、申請地に建設資材パネル置き場、等を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年12月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。なお、申請地は、既に埋立てされており、今後は、農地法を遵守する旨の始末書の添付がなされております。

24番、25番は関連で、土地開発事業等を営む法人が、所有権移転による、建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に建築条件付売買予定地5区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課へ申請中とのことです。工事期間は令和6年12月25日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

26番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請で、農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、112.99㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和6年3月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

27番は、土地開発事業等を営む法人が、所有権移転による建築条件付売買予定地への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の

広がりのない生産性の低い農地で「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地を含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に、建築条件付売買予定地4区画を整備される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和7年5月31日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

28番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、109.3㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和5年12月20日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

29番は、所有権移転によるドッグランへの転用許可申請で、農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されています。土地利用計画は、申請地に大型犬、小型犬用ドッグランスペース、駐車場4台分を整備する計画ですが、事業計画について確認すべき必要があるため、地区委員会にて検討した結果、継続審議とするものとなりました。

30番は、所有権移転による駐車場及び動物の走行リハビリ場への転用許可申請です。農地区区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件が合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に駐車場22台、及び動物の走行リハビリ場を整備する計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。工事期間は令和5年9月30日まで

の予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

31番は、所有権移転による個人住宅への転用許可申請です。農地区分は、10ha未満の広りのない生産性の低い農地で、「第2種農地」と判断され、代替地については、周辺で農地以外の土地も含め、代替地を検討されましたが、ほかに条件に合う土地がなかったため、申請地を選定されております。土地利用計画は、申請地に個人住宅1棟、117.72㎡を建築される計画で、妥当な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接農地への被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発指導課からの事前審査の回答書写しの添付がされております。工事期間は令和5年12月28日までの予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上9件のうち29番を除く8件について、先日の地区委員会で現地調査確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま23番から31番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、23番から28番までと、30番から31番までは、申請どおり許可、29番は、継続審議とすることに決定いたします。

　　次は、32番。

## 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

32番、33番について、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

32番は、土木建設業を営む個人が、所有権を移転し、資材置場へ転用する申請です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたっては、周辺で代替地を検討されましたが、建設機器の盗難を考慮し、自宅近くの申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地2筆72.5㎡を、小型クローラ運搬車、発電機及び電動

工具などの資材置場として利用する計画で、転用面積は適正なもの  
と判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、周囲の状況  
から、農地への影響もないものと思われます。工事は、令和5年8月3  
1日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認して  
おります。

33番は、使用貸借権を設定し、農家住宅へ転用する申請です。農  
地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い  
農地で「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあたっては、代  
替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、ほかに適  
当な土地がなかったこと、また、親が所有する農地であり、転用可  
能なことから選定されたものです。土地利用計画は、申請地385㎡に、  
木造2階建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なもの  
と判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周囲  
の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われま  
す。工事は、令和5年12月25日完了予定で、許可後、すみやかに  
着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして現地調査を行い検討した  
結果、「立地基準」、「一般基準」、いずれも許可基準を満たして  
おり、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方  
よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま32番から33番について、地元委員よりご報告がござい  
ましたが、この件について何かご意見ございませぬか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしま  
す。

　　次は、34番。

#### 4番 上田定信委員

4番委員、上田でございます。

34番から35番について、地区委員会での協議状況をご報告いた  
します。

34番は、所有権を移転し、個人住宅に転用する申請です。農地区  
分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生  
産性の低い農地で「第2種農地」と判断されます。土地の選定にあ

っては、代替地として近隣で農地以外の土地を検討されましたが、ほかに適当な土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地406㎡に、木造平屋建て住宅1棟を建築される計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。資金計画、給排水計画などに問題はなく、周囲の状況、事業の内容から周辺農地への影響もないものと思われまふ。開発許可が必要となりますが、事前審査回答済みで、許可の見込みはあるもの判断いたします。工事は、令和6年3月31日完了予定で、許可後速やかに着手されることを確認しております。

35番は、温泉施設を営む個人が、所有権を移転し駐車場に転用する申請です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地で「第2種農地」と判断されまふ。土地の選定にあたっては、周辺で代替地の検討もされましたが、温泉施設の近隣で条件に合う土地がなく、申請地を選定されたものです。土地利用計画は、申請地299㎡を来客者用駐車場7台分として利用する計画で、転用面積は適正なもの判断いたします。資金計画、排水計画等に問題はなく、事業内容、周囲の状況から周辺農地への影響もないものと思われまふ。工事は、令和5年8月31日完了予定で、許可後、すみやかに着手されることを確認しております。

以上2件、先日の地区委員会におきまして、現地調査を行い検討した結果、「立地基準」及び「一般基準」を満たしており、申請は妥当なもの協議いたしました。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま34番から35番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませぬか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

　　続きまして第4号議案及び第5号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第4号及び第5号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

　　まず第4号議案、農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画2号についてご説明いたします。

初めに所有権移転ですが、議案書20ページの1番から22ページの8番までの合計8件で、農業公社からの売渡と買入です。面積は8件合わせまして田1万8,868㎡、畑3,637㎡の合計2万2,505㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっています。

次に、利用権設定の新規設定分です。議案書22ページの9番から29ページの30番までの合計22件です。契約期間別では、6年未満が16件、10年以上が6件で、面積は22件合わせて、田6万5,365㎡、畑3,777㎡の合計6万9,142㎡です。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用の内容は、水稻、果樹、露地野菜となっています。

次に再設定分です。明細は議案書30ページの31番から39ページの46番までの16件となっております。契約期間別では、6年未満が6件、10年以上が10件で、面積は16件合わせて田2万8,183㎡、畑2万6,295.27㎡の合計5万4,478.27㎡となっています。権利内容については賃借権及び使用貸借権、利用内容は、水稻、果樹、露地野菜、その他となっております。

続きまして第5号議案、議案書40ページの表をご覧ください。

こちらは農地中間管理機構との賃借の新規設定になっています。明細は議案書41ページの1番から53ページの37番まで、契約期間については、6年未満が21件、10年以上が16件、面積は37件合わせて、田8万3,304㎡、畑4万404㎡の合計12万3,708㎡となっております。なお、権利の種類は賃借権及び使用貸借権、利用の内容は、水稻、畑作物を予定しています。これについては全て一括方式ということとなっております。

以上の案件については、先の地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしていることが確認されています。

以上、第4号及び第5号議案の説明については以上でございます。

議長 ただいま事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては各地区委員会での詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の各要件を満たしているとのことでございます。

この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議 長 異議なしということで計画案どおり、承認することに決定いたします。

続きまして第6号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願1件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、対象農地の耕作状況など、調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いいたします。

それでは1番、お願いします。

22番 西富大二郎委員

22番委員、西富です。

1番につきまして先日の地区委員会での協議状況ご報告いたします。

1番は、相続税の納税猶予継続のための証明願いです。願出人は、対象農地5筆を願出人自ら引き続き農業経営を行っていることを、地元委員が確認しております。

以上1件、先日の地区委員会において、証明書の交付については、何ら問題ないものと協議いたしました。

ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ただいま1番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

続きまして第7号議案、非農地証明願2件でございます。地元委員のご報告にあたりましては、対象農地の調査結果を踏まえ、協議状況のご報告をお願いします。

それでは、1番お願いします。

18番 田上泰則委員

18番、田上です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

申請地は、以前より水路として利用されておりましたが、昭和42年頃から現在まで、隣接する宅地への進入用道路として使用されてきたとの申出です。申請地を挟んで東西に続く土地一体については、昭

和15年に地域の水利組合が買収したとして、昭和23年に水利組合へ所有権移転登記が行われており、また、地元住民2人からの証明により、申請地は、昭和23年以前から、水路として利用されていたことが推測できます。このことから、「昭和27年10月20日、農地法施行日前日以前から引き続き非農地であった土地」と判断しました。

以上1件、先日の地区委員会で協議検討した結果、証明書の交付について、何ら問題のないものと判断しました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま1番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。  
次は2番。

#### 21番 堀恭子委員

21番委員、堀でございます。

2番について、地区委員会で協議状況を報告いたします。

申請地2筆について、地区委員と現地確認を行い、1筆は、道路位置指定が昭和41年5月2日から証明されており、現況は、公衆用道路で、残る1筆も公衆用道路として利用されていますので、県の非農地証明事務処理要領2の(3)のイに該当いたします。2の(3)のイとは、「その土地の周囲の状況から見て、農地として復元しても継続して利用することが出来ないと見込まれる場合」とありますので、非農地と判断いたしました。

以上1件、先日の地区委員会におきまして協議検討した結果、証明書の交付について、何ら問題ないものと判断いたしました。ご審議方よろしく願います。

議長 　　ただいま2番について、地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、願出どおり証明することに決定いたします。

次に次第5の報告事項です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書のカラーページ、報告事項の一覧をご覧ください。

1番から12番までの合計203件となっております。件数のみ報告いたします。

以上です。

議長 次に次第6のその他です。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 恐れ入ります、お手元に資料1という書類で、農地を新たに取得する者からの3条申請における議案書の取扱いについてという資料をご覧ください。今日の議案書の申請理由の欄に、この、第1号議案の農地法3条の規定に基づく許可申請欄があったかとございますが、この4月1日から五反要件が緩和をされておりまして、新規には、もともと五反を持っていらっしゃる方についても、農地の取得が出来、権利取得ができるということになったことから、今回の申請から、6番、9番、15番のように、甥や、いどこへ贈与をされて、される方についても、農地の面積は今までは持っていらっしゃる方がまずできるという形になって、3条の許可がもらえると。それから、18番につきまして、新規就農とは書いてあるんですけども、城南町さんの案件につきましては、証言文の中には、恐らく自家消費ということ、証言があったかと存じます。32番、33番につきましてはこれまで通りの新規就農という形で、証言文が証言されてるかと思います。ここの表記につきましてご相談をさせていただきたいと思っております。申請理由欄の表記につきまして、新規就農と書く場合には、農業を業として農地の権利を取得して耕作する場合を新規就農、それから、自家消費というところで、自家消費と耕作するということで、申請時にですね、お申出があつての場合には、今度申請理由欄には自家消費という表記を変えたほうが、区別がつくのではないかとということで、ご提案をさせていただきたいと思っております。そこでこの申請理由に今回〇〇へ贈与もしくは新規就農という欄がございまして、括弧書きで消費、自家消費の括弧の説明も加えたいということ、役員会のほうにもちょっとご案内を差し上げております。裏面にですね、どんなイメージになるかっ

ていうところで、申請理由欄の裏面に書いてはございますが、このい  
とこへ贈与とかの（自家消費）については役員会のほうでは、事務局  
案のとおり、この表標記でいいのではないかと。新規就農と、1番下  
の18番につきましては事務局の方としては、2段書きでっていうと  
ころで、ご提案を差し上げたんですけれども、役員会のほうでは、新  
規就農って言わずに、やはり、自家消費ということで、括弧書きを外  
して載せられたらいかかということ、ご案内をいただいております。  
これについて、ちょっとお諮りをお願いしたいと。

議長 　　ただいま事務局より説明がございましたけれども、下限面積の撤廃  
にあたり、一畝とか、二畝でも所有権移転は可能になったわけござ  
いますけれども、でもですね、やっぱり、3条の要件といたしまし  
て、農地の全てを効率的に利用して耕作すると認められること、二つ  
目が、農地の権利取得後において必要な農作業に常時従事すると認め  
られること。3点目に農地の権利取得に農地の集団化、農作業の効率  
化周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を  
生ずるおそれがないと認められることというふうになっておりますの  
で、本庁、分室三つありますけれども、全部、こういう条件をです  
ね、共有していきたいというふうに思いますので、今説明がありまし  
たように、これでよろしいでしょうか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　ありがとうございます。続きまして、就農営農相談について、事務  
局より説明をお願いいたします。

事務局 　　はい、すいません、もう1件、総会の議案のことについて説明しま  
す。それと、新規就農相談会の件2点です。

　　まずは、お手元の資料2のほうで、2枚にわたっておりますが、前  
回の総会でご意見をいただいた件についてですね、出し手、受け手が  
同一じゃないかというようなことについての対応方法ということで、  
ご提案申し上げます。

　　表記方法を、議案書の作成例と、資料2とありますけども、こちら  
の右端のほうに、備考欄に書いております。今まで、議案で言います  
と、議案第5号41ページからの分になりますけども、一括方式とし  
て公社中間管理（一括方式）というような書き方で記載してしまし  
たが、それに対してですね、今後来月から、6月から、資料の記載例の

ように対応しようというところが、その下の米印下になります。売渡し、貸し人、矢印、中間管理機構（農業公社）ですね、それから矢印で、譲受人、貸し人というような表記を議案の案件に対して全てこのように記入をしたうえで、仮にこの前のような出し手、受け手が同一だったってというようなときには、詳細について提案の度に説明をして対応していきたいというふうに思います。なお、この契約内容については、これまで通り、特に変更はございません。ちなみに一括方式は、どう変わったかということについては資料2の2枚目のほうに、従来の手続、2番の集積計画一括方式による賃借手続というように上から下が変わっております。今まで集積計画を一旦総会で諮って出していたところを、一括してやりますというような形で変更するということで、内容については先ほども言ったとおり契約内容については、中間管理機構を通して、また、貸手さんへと、受け手さんへとという形になっております。そちらについては何も変わっておりませんので、今後はこのような記載の方法で対応させていただきたいということでご説明申し上げます。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局が説明いたしましたけれども、そういう流れでよろしいでしょうか。

一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

事務局 すいません、最後にこれは資料ございませんが、口頭だけになりますけども、新規就農営農相談会についてということで、前回総会時にこれもご意見をいただいております。その意見をもちまして、新規就農営農相談会の担当であります、熊本市の農業支援課に、事務局の私と副事務局長と訪問いたしまして、支援課の担当それから担当の主査、課長ですね、直接ご意見等は伝えております。その際に、他都市の状況も調査してほしいということで依頼しておりますので、現在、支援課のほうで、熊本県内、県を含めました県内の主要な市町村について、相談会の内容、やり方とかについて、調査をさせていただいておりますので、わかり次第、調査結果は、こちらの委員会役員会総会のほうで、ご報告をさせていただきます。あわせましてですね、相談会に関する改善ですね、例えば会場のレイアウト、席の配置とか、参加人数や、相談者に対する事前周知の徹底などについても、その調査結

果を踏まえて、研究をしてみたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから何かご意見ございませんか。

一 同 　　（発言する者なし）

議 長 　　ないようですので、以上をもちまして全ての案件が、滞りなく、終了いたしました。なお、本総会において議決されました案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、会議規則第18条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしと認めます。よって本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局 　　ありがとうございました。それでは、これにて閉会いたします。

閉 会 午後4時15分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和5年5月9日

議 長 福原 幸一

署名委員 谷口 憲治

署名委員 西田 廣行

書 記 神山 聡